

喜多方市自主防災組織活動補助金交付要綱

平成 18 年 5 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 市は、地域住民の防災意識を高め、防災知識の習得や訓練を行う自主防災組織の結成及び活動を推進するため、市に結成の届出を行った自主防災組織（以下、「補助事業者」という。）に対し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲において補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助額)

第 2 条 補助金の対象とする団体は別表のとおりとし、補助対象経費及び補助額は、同表に掲げる額とする。

(申請書の様式等)

第 3 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、自主防災組織活動補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとし、その提出期限は、市長が別に定める日とする。

2 規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の承認の申請)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項の規定に基づき変更の承認を受けようとする場合は、喜多方市自主防災組織活動補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第 6 条第 1 項第 1 号の市長が定める軽微な変更は、補助金額の増額を伴わない次に掲げる変更とする。

(1) 補助対象経費の20%以内の変更

(2) 補助金交付目的の変更を伴わない事業計画の軽微な変更

(申請を取り下げることができる期日)

第 5 条 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取り下げは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第 6 条 規則第13条の規定による実績報告は、喜多方市自主防災組織活動補助金実績報告書（様式第 3 号）により当該事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金等の交付の請求)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は前条の実績報告書の提出と併せ、喜多方市自主防災組織活動補助金交付請求書（様式第 4 号）を市長に提出しな

ればならない。

(概算払)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法による補助金を交付することができる。この場合において、補助事業者は、喜多方市自主防災組織活動補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(会計諸帳簿の整備)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計諸帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、旧熱塩加納村交通安全予防消防婦人団体運営事業費補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(自治会等の自主防災組織に対する補助額の特例措置)

2 本則別表 自治会等の自主防災組織の項の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの3カ年度に限り、自治会等の自主防災組織に係る対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

対 象 団 体 名	対 象 経 費	補 助 額
自治会等の自主防災組織	1 自主防災組織の結成時に必要な経費(消耗品費、防災用器具等購入費、講師謝礼)	3万円+世帯割 (1世帯1,000円で、 上限100世帯)以内
	2 自主防災組織の活動に関する経費(消耗品費、防災用器具等購入費、講師謝礼)	1組織あたり3万 円以内

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(自治会等の自主防災組織に対する補助額の特例措置)

2 本則別表 自治会等の自主防災組織の項の規定にかかわらず、平成27年度から令和5年度までの9カ年度に限り、自治会等の自主防災組織に係る対象経費及び補助額は、次のとおりとする。

対象団体	対象経費		補助額
自治会等の 自主防災組織	自主防災組織の結成時に必要な経費	(1) 消耗品費（水、食糧については、訓練で使用する場合に限る。） (2) 防災用器具等購入費（初期消火、救出救護、避難、又は給水給食用等、災害発生時又は発生する恐れがある場合に必要となるもの。） (3) 講師謝礼 (4) 印刷製本費（防災マップ、啓発用チラシ等の作成又は配布に要する費用に限る。）	4万円＋世帯割 （1世帯1,000円で、上限100世帯）以内
	自主防災組織の活動に関する経費	(5) その他市長が必要と認める経費	1組織あたり4万円以内
	自主防災組織の活動実績による加算	(1) 前年度において、避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、AED講習会、消防署や地元消防団、市職員による講話、学校やこども園、介護施設等との連携した訓練、避難経路の確認に関するグループワークなど	1組織あたり1万円

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（自治会等の自主防災組織に対する補助額の特例措置）

2 本則別表 自治会等の自主防災組織の項の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの3カ年度に限り、自治会等の自主防災組織に係る対象経費、対象経費の上限、補助率及び補助金の上限は、次のとおりとする。

対象団体	対象経費		対象経費の上限	補助率及び補助金の上限
自治会等の 自主防災組織	自主防災組織の結成時に必要な経費	(1) 消耗品費（水、食糧については、訓練で使用する場合に限る。） (2) 防災用器具等購入費（初期消火、救出救護、避難、又は給水給食用等、災害発生時又	4万円＋世帯割 （1世帯1,000円で、上限100世帯）	10分の10 上限14万円

		は発生する恐れがある場合に必要となるもの。)		
	自主防災組織の活動に関する経費	(3) 講師謝礼 (4) 印刷製本費（防災マップ、啓発用チラシ等の作成又は配布に要する費用に限る。） (5) その他市長が必要と認める経費 (6) 既存組織が補助申請する場合は、補助申請年度において、避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、AED講習会、消防署や地元消防団、市職員による講話、学校やこども園、介護施設等との連携した訓練、避難経路の確認に関するグループワークなどを実施する場合に限る。	1 組織あたり 4 万円	10 分の 8 上限 3 万 8 千円

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金交付の対象とする団体、対象経費及び補助額

対象団体	対象経費		補助額
熱塩加納婦 人消防隊 高郷地区婦 人消防隊	防火思想の普及と 高揚に関する経費	(1) 会議費 (2) 通信運搬費 (3) 消耗品費 (4) 備品費 (5) 活動費	1 組織あたり 1 2 万円以内
自治会等の 自主防災組 織	自主防災組織の活 動に関する経費	(1) 消耗品費（水、食糧については、訓練 で使用する場合に限る。） (2) 防災用器具等購入費（初期消火、救出 救護、避難、又は給水給食用等、災害発 生時又は発生するおそれがある場合に 必要となるもの。） (3) 講師謝礼 (4) 印刷製本費（防災マップ、啓発用チラ シ等の作成又は配布に要する費用に限 る。） (5) その他市長が必要と認める経費	1 組織あたり 2 万円以内